

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務(住基一般事務事業)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、住民記録システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基台帳に関する事務(住基一般事務事業)において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

令和8年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務(住基一般事務事業)
②事務の概要	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第36条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ＜マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)の利用に係る事務＞ 申請は、従来の窓口及び郵送による方法に加え、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能(びったりサービス及び次期オンライン申請サービス)を利用したオンライン申請により受け付ける。 オンライン申請により送信された申請データは、マイナポータル申請管理を経て、e-Gov電子申請サービスを中継し、GSS-GNet回線を通じて本市が受領する。 受領した申請データは、庁内システムに登録し、当該事務の処理に必要な範囲で利用するとともに、適切に管理する。 なお、e-Gov電子申請サービスは申請データの中継機能のみを担うものであり、本市職員が直接アクセスすることはできないため、本市が保有する特定個人情報ファイルの保管場所に該当しない。
③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 宛名管理システム 4 中間サーバー 5 団体内統合利用番号連携サーバー 6 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) 7 マイナポータル申請管理 8 次期オンライン申請サービス 9 e-Gov電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 宛名基本ファイル 2. 宛名履歴ファイル 3. 住基異動ファイル 4. 本人確認情報ファイル 5. 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 第7条(指定及び通知) 第16条(本人確認の措置) 第17条(個人番号カードの交付等) 第19条(特定個人情報の提供の制限) 第22条(特定個人情報の提供) 第23条(情報提供等の記録) 2 住基法 ※平成25年法律第28号施行時点 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 14, 21, 21の2, 22, 24, 26, 27, 35, 37, 40, 42, 43, 44, 46, 48, 51, 52, 57, 59, 62, 81, 85, 86, 93, 96, 97, 99, 100, 104, 105, 110, 112, 115, 117, 122, 123, 124, 127, 128, 131) (別表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	上天草市役所 総務部 総務課 〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 0964-26-5526	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	上天草市役所 市民生活部 市民課 〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 0969-28-3368	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

「十分である」

3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

「 』委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）

「 提供・移転しない」

不正な提供・移転が行われる
リスクへの対策は十分か

「 十分である 」

3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

☐ 接続しない(入手)

[○] 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

「 十分である 」

3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスク
への対策は十分か

[]

2) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー登録やマイナンバー入りの書類発行時にはダブルチェックを行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。 また、外部記録媒体は施錠できる書棚に保管することを徹底し、利用後は当該データを速やかに削除している。 オンライン申請に係る安全対策として、マイナポータルを利用した申請については電子署名による本人確認を実施している。 また、申請データは閉域ネットワークを通じて受領し、職員がアクセス可能な範囲を限定して管理している。 さらに、e-Gov電子申請サービスは中継機能のみであり職員がアクセスすることはできないため、目的外利用のリスクは従前と同等である。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報が記載された書類は施錠できる書棚に保管している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(省略)2. 住基法※平成25年法律第28号施行時点(省略)・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)(省略)	(省略)2. 住基法※平成25年法律第28号施行時点(省略)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)(省略)		
平成30年11月19日	4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119) (※74・85の2・119追加、117・120削除)		
平成30年11月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年10月1日 時点		
平成30年11月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年9月1日 時点	平成30年10月1日 時点		
令和1年6月27日	IV リスク対策	項目内	今回新規様式		評価書の様式変更による
令和2年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月27日 時点	令和2年8月1日 時点		
令和2年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月27日 時点	令和2年8月1日 時点		
令和6年3月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課	〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課		
令和6年3月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年3月27日 時点		
令和6年3月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年3月27日 時点		
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 宛名管理システム 4 中間サーバー 5 団体内統合利用番号連携サーバー	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 宛名管理システム 4 中間サーバー 5 団体内統合利用番号連携サーバー		
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 119) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表(別表における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 14, 21, 22, 24, 26, 27, 35, 37, 40, 42, 43, 44, 46, 48, 51, 52, 57, 59, 62, 81, 85, 86, 93, 96, 97, 99, 100, 104, 105, 110, 112, 115, 117, 122, 123, 124, 127, 128, 131) (別表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)		
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月27日 時点	令和7年6月30日 時点		
令和7年6月30日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	新設		
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年7月1日	I-1-②事務の概要	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録を整備されなければならない。 (住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号、以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第36条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	市町村(特別区を含む。以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録を整備されなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号、以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステムを都道府県と共同して構築している。 本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認 なお、(9)の個人番号の通知及び個人番号カードの交付に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第36条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)の規定により事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 <マイナポータル(サービス検索・電子申請機能)の利用に係る事務> 申請は、従来の窓口及び郵送による方法に加え、マイナポータルのサービス検索・電子申請機能(びとりサービス及び次期オンライン申請サービス)を利用したオンライン申請により受け付ける。 オンライン申請により送信された申請データは、マイナポータル申請管理を経て、e-Gov電子申請サービスを中継し、GSS-GNet回線を通じて本市が受信する。 受信した申請データは、庁内システムに登録し、当該事務の処理に必要な範囲で利用するとともに、適切に管理する。 なお、e-Gov電子申請サービスは申請データの中継機能のみを担うものであり、本市職員が直接アクセスすることはできないため、本市が保有する特定個人情報ファイルの保管場所に該当しない。		
令和8年7月1日	I-1-③システムの名称	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 宛名管理システム 4 中間サーバー 5 団体内統合利用番号連携サーバー	1 住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(市町村CS) 3 宛名管理システム 4 中間サーバー 5 団体内統合利用番号連携サーバー 6 マイナポータル(サービス検索・電子申請機能) 7 マイナポータル申請管理 8 次期オンライン申請サービス 9 e-Gov電子申請サービス		
令和8年7月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	マイナンバー登録やマイナンバー入りの書類発行時にはダブルチェックを行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。 また、外部記録媒体は施錠できる書棚に保管することを徹底し、利用後は当該データを速やかに削除している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	マイナンバー登録やマイナンバー入りの書類発行時にはダブルチェックを行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。 また、外部記録媒体は施錠できる書棚に保管することを徹底し、利用後は当該データを速やかに削除している。 オンライン申請に係る安全対策として、マイナポータルを利用した申請については電子署名による本人確認を実施している。 また、申請データは閉域ネットワークを通じて受領し、職員がアクセス可能な範囲を限定して管理している。 さらに、e-Gov電子申請サービスは中継機能のみであり職員がアクセスすることはできないため、目的外利用のリスクは従前と同等である。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
令和8年7月1日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和7年6月30日時点	令和8年7月1日時点		
令和8年7月1日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年6月30日時点	令和8年7月1日時点		